大労発総０８３１第８号
令和８年８月３１日

各団体代表者　殿

大　阪　労　働　局　長

労働保険未手続事業場の一掃に係る広報文の掲載について（依頼）

平素は、労働行政の推進にご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、労働保険（労災保険・雇用保険）につきましては、農林水産の事業の一部を除き、労働者を１人でも雇っていれば適用事業※となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

※改正労働者災害補償保険法が成立したことにより、これまで労災保険の適用が任意とされていた農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部について、法律の公布の日（令和８年７月１７日）から５年以内の政令で定める日以降、全面適用となります。

このため、大阪労働局では労働保険制度の周知を図り、労働保険の加入促進に努めているところですが、未だ相当数の未手続事業場が存在している状況にあります。

こうしたことから、「労働保険未手続事業場の一掃」を年間の主要課題と位置付けるとともに、１１月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」として、広報活動等に取り組むこととしております。

つきましては、お手数をお掛けいたしますが当該強化期間であります１１月におきまして、貴団体のホームページや広報誌等に、別添の広報用の原稿を掲載していただきますようお願い申し上げます。

なお、広報用データをご希望の場合またはご掲載いただきました場合は、恐れ入りますが下記担当までご連絡（電話・メール等）をいただきますようお願い申し上げます。

また、昨年度以前より、ホームページ等へ通年の掲載をいただいている場合につきましても、引き続きよろしくお願い申し上げます。

〔担当〕　〒540-0028　大阪市中央区常盤町１－３－８
中央大通ＦＮビル１７階
大阪労働局総務部　労働保険適用・事務組合課
労働保険適用指導官　二階
ＴＥＬ　０６－４７９０－６３５０
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　nikai-tomohiro@mhlw.go.jp

《文例》

大阪労働局からのお知らせ

１１月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

１人でも労働者を雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続が必要です。

（以下、下線部は、関係する場合に、可能な限り掲載をお願いします）

※改正労働者災害補償保険法が成立したことにより、これまで労災保険の適用が任意とされていた農林水産業の小規模な個人経営の事業の一部について、法律の公布の日（令和８年７月17日）から５年以内の政令で定める日以降、全面適用となります。

労働保険の加入に関する問い合わせ　大阪労働局　労働保険・適用事務組合課

TEL０６－４７９０－６３４０

労働保険について　大阪労働局（二次元コードから）

または、

労働保険について　大阪労働局　検索